

令和 6 年度 9 月補正予算

主 な 事 業 概 要

(令和 6 年度滋賀県一般会計補正予算(第 4 号)関連)

教 育 委 員 会

単位：千円

事業名	補正予算額 (補正前の額)	説明
【教育総務課】 特別支援学校建設費	20,000 (473,673) ⊖ 20,000	1 県立特別支援学校教育環境整備事業 20,000 知肢併置特別支援学校の大規模化に伴う課題解消のため、 学校の分離新設に向けて調査等を行う。 0 → 20,000 [債務負担行為] 期 間：令和7年度 限度額：15,000 内 容：新設する特別支援学校の候補地の選定に伴い、用地 測量等を行う。
【特別支援教育課】 特別支援学校教育 振興費	744 (825,241) ⊖ 744	1 県立特別支援学校教育環境整備事業 744 知肢併置特別支援学校の大規模化に伴う課題解消のため、 学校の分離新設に向けて調査等を行う。 1,525 → 2,269 新設する特別支援学校の候補地の選定に伴う、地権者、地元 説明会等の開催による増額

概要版 滋賀県立特別支援学校の新設校の設置場所について



令和 6 年 (2024 年) 10 月 7 日(月)
教育・子ども若者常任委員会資料
教育委員会事務局 特別支援教育課

1. 新たな特別支援学校を整備する背景

・「滋賀県立特別支援学校教育環境整備方針(R6.3)」を策定、県立野洲養護学校および草津養護学校の児童生徒数が増加し、大規模化が解消されるような校区となるように知肢併置の特別支援学校を1校、分離新設する整備方針を示す。

各学校別の令和5年度時点の在籍者数の将来推計 (単位:人)											
年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
草津Y	369	384	390	388	388	391	384	373	365	350	343
野洲Y	413	427	427	422	409	414	407	405	408	402	394

【大規模化対策】・全国の約9割以上は300人以下の学校規模であり、400人以上の学校規模は全国の約1%
・本県で300人を超える学校は野洲Y、草津Y、10年間はその規模感が続き、宅地開発等で減少要因が少ない

2. 選定の考え方

滋賀のめざす特別支援学校

・障害のある子どもの将来の自立と社会参加を見据え、一人ひとりの障害の状態等に応じた教育的ニーズに的確に応える指導・支援を提供し、充実した学びを得られる学校をめざす。

用地選定の基準

① 必要条件

- ①30,000㎡程度の土地
- ②法令上、学校の設置が可能な土地
- ③災害危険区域などに該当しない

② 十分条件

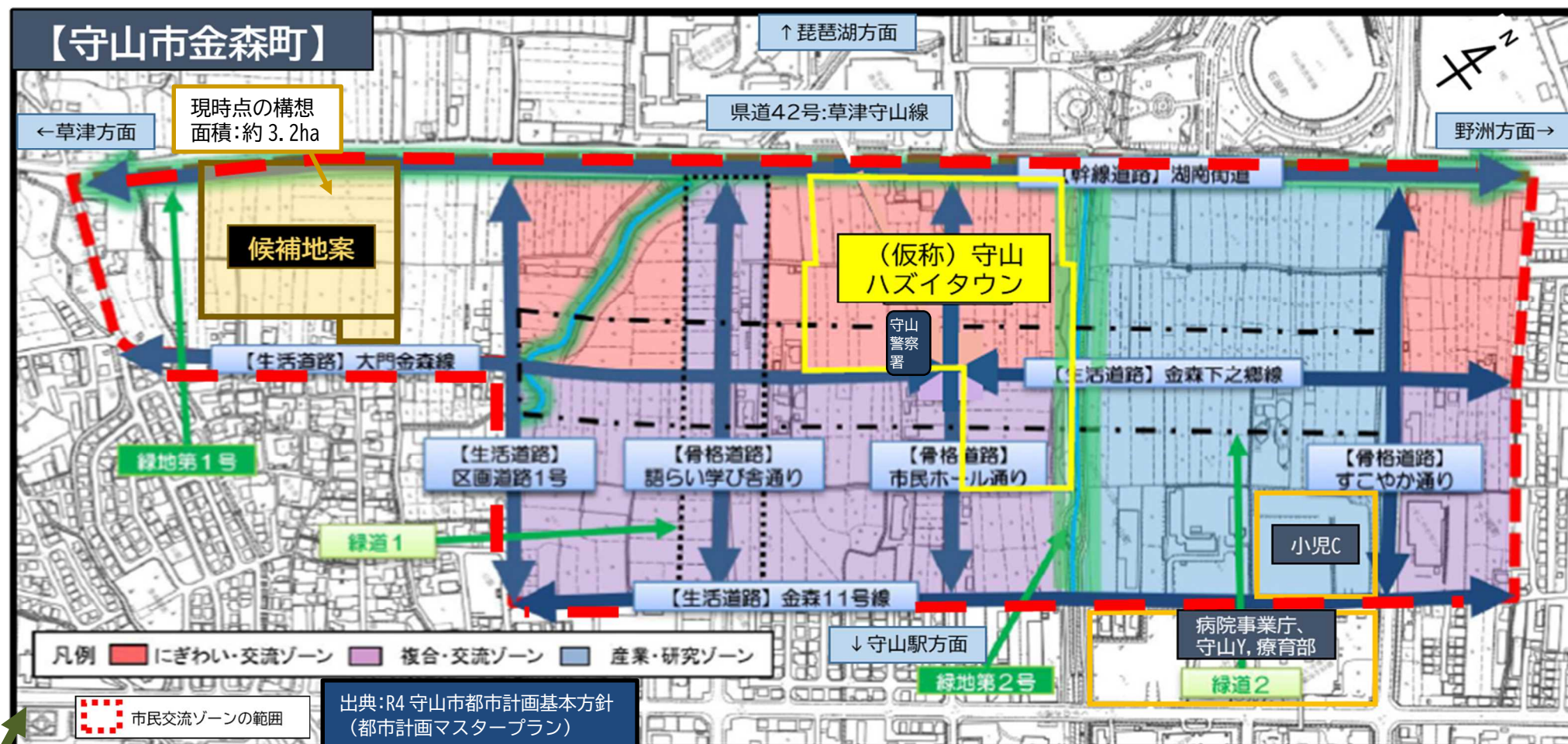
- ①定員規模要件:300人以下
- ②交通要件:主要道路近隣、SB・送迎車両配慮
- ③周辺要件:他施設の活用、他校との連携

【新設の特別支援学校を設置する市町の選定の考え方】

・大規模校（野洲Y、草津Y）の児童生徒増加対策、スクールバスの乗車時間を考慮すると、両校区の真ん中に位置する地域で選定。→ 候補地が限られるため、関係市の民地で検討。

3. 候補地の検証

・必要十分条件の内容を満たす設置場所:草津守山線沿い、**守山市の市民交流ゾーン**で検討



用地選定の検証総括

・守山市:市民交流ゾーン内の県道42号草津守山線沿いが、各条件を満たし、整備予定地として最適

✓教育環境の一層の充実を図り、地域の中で自分らしく生きる力を育む特別支援学校

- ・市民交流ゾーン等の施設、周辺環境の活用
→ 学習の良い題材や成果発表の良い機会の場
- ・JR守山駅から約2kmの距離に位置
→ 自主通学に利便性が良い
- ・市立、県立、私立の学校（小中高）との連携
→ 活発な交流活動が期待できる
- ・幹線道路沿いで特別支援学校が目にとまる
→ 更なる社会への認知・理解が生まれる
- ・土地の形状がきれい
→ ゾーニングを行いやすい（約3.2ha）

【守山市:市民交流ゾーンの土地利用の方針】

- ・市民ホール、市民運動公園や医療機関など公共公益施設が周辺に立地し、幹線道路沿道の利便性の高い貴重な土地
- ・市民ホールや市民運動公園等との相乗効果を発揮し、多くの市民が利用し、交流する機能の誘導を推進

4. 今後のスケジュール(仮)

・用地交渉の進め方におきましては、以下のとおり進めて行きます。

内容
1 事業の説明
2 測量・調査
3 筆界確認書・官民確定協議書の承諾

内容
4 用地補償額の算定
5 用地補償内容の説明
6 契約・登記・移転
7 支払

地域の子どものために、地域の皆様・地権者の皆様には、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



滋賀県立特別支援学校 の新設校の設置場所 について

令和6年10月

滋賀県教育委員会事務局 特別支援教育課

【目次】

1. 新たな特別支援学校を整備する背景	P.3
2. 選定の考え方	P.4-5
設置場所に求める条件等	P.4
市町の選定の考え方	P.5
3. 候補地の検証	P.6-8
守山市・市民交流ゾーン(1～3)	P.6-8
4. 今後のスケジュール(仮)等	P.9-10

1.新たな特別支援学校を整備する背景

3

■滋賀県立特別支援学校 教育環境整備方針（R6.3）を策定

1.現状

在籍者数

県立特別支援学校の在籍者数は、**R5過去最高 2,327名**。視覚、聴覚、病弱は減少傾向。

大規模化の課題(主要なもの)

ソフト〔学校組織マネジメント〕

- ・児童生徒：学校行事の分散化による児童生徒の活躍する場(成長)を見る(共有する)機会の減少
- ・教職員：個別の指導方針を共有することの難しさ[クラス担任以外が積極的に他クラスの児童生徒に教育指導できない]

ハード〔施設・設備〕

- ・施設：特別教室を普通教室に転用、グラウンドや体育館、プールなどの使用に調整が必要
- ・設備等：スクールバスの乗車時間、保護者、福祉サービス等送迎用および職員駐車場の確保、交通渋滞の解消

2.在籍者数の推計

知肢併置8校で
R10がピークの見込み

各学校別の令和5年度時点の在籍者数の将来推計

年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
北大津	206	215	212	214	223	230	235	234	231	222	226
長浜	185	185	185	192	194	198	197	194	188	181	173
草津	369	384	390	388	388	391	384	373	365	350	343
野洲	413	427	427	422	409	414	407	405	408	402	394
三雲	253	258	261	255	251	250	247	235	230	224	228
新旭	68	79	85	81	82	77	78	76	76	75	71
八日市	230	242	240	248	245	245	245	239	238	229	220
甲良	212	226	222	222	224	222	218	211	204	205	205
8校合計	1,936	2,016	2,022	2,022	2,016	2,027	2,011	1,967	1,940	1,888	1,860

【大規模化対策】・全国の約9割以上は300人以下の学校規模であり、400人以上の学校規模は全国の約1%
・本県で300人を超える学校は野洲Y、草津Y、10年間はその規模感が続き、宅地開発等で減少要因が少ない

3. 整備方針

大規模化対策：野洲養護学校および草津養護学校の大規模化の課題解消のために分離新設

- ・知肢併置の特別支援学校を1校、分離新設
- ・野洲Yと草津Yの大規模化が解消されるような校区となるように新校を設置

めざす学校の姿

滋賀のめざす
特別支援学校

・障害のある子どもの将来の自立と社会参加を見据え、一人ひとりの障害の状態等に応じた教育的ニーズに的確に応える指導・支援を提供し、充実した学びを得られる学校をめざす。

実現に向けて

大規模化・狭隘化の教育環境の課題を解消し、学びの基盤を確かなものとする。

用地選定の基準

①必要条件

※新設する学校の設置に必ず満たすべき項目

- ①30,000㎡程度の土地であること
- ②法令上、学校の設置が可能な土地（市開発計画と合致）であること
- ③災害危険区域など、「災害レッドゾーン・イエローゾーン」に該当しないこと

②十分条件

- ①定員規模要件（大規模化の解消のために分離新設後の学年進行完了後に300人以下の児童生徒数）
- ②交通要件（主要道路近隣、スクールバスの運行配慮[道幅、乗車時間]、デイスサービス・保護者送迎等への配慮 等）
- ③周辺要件（他施設の活用、他校との交流 等）

滋賀のめざす特別支援学校の実現のために必要十分条件を満たす候補地を選定！

2.選定の考え方:市町の選定の考え方

5

【新設の特別支援学校を設置する市町の選定の考え方】

・ **大規模校（野洲Y、草津Y）の児童生徒増加対策**、スクールバスの乗車時間を考慮すると、両校区の真ん中に位置する地域で選定を進める。



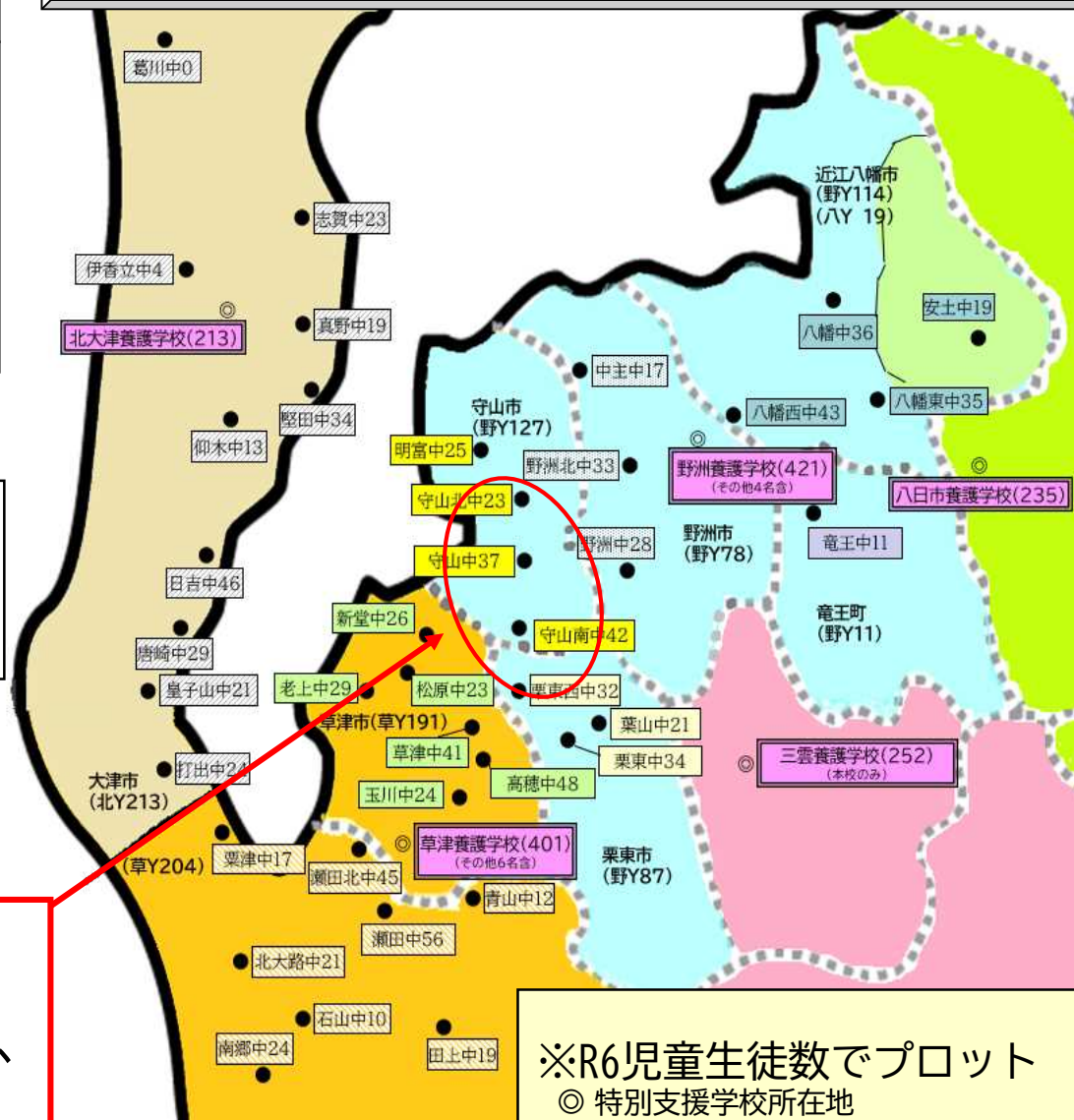
・ 候補地が限られるため、全市町に照会せず、関係市の民地で検討

※なお、県有地・国有地・市有地で条件を満たす土地はない。

●野洲Yと草津Yの校区から、大規模化の対策を実施するには、必然的に区域は、限定される。

(仮)新特別支援学校の中学校区域の状況

(令和6年5月1日現在)



※R6児童生徒数でプロット

◎ 特別支援学校所在地
● 中学校所在地

3. 候補地の検証：守山市・市民交流ゾーン(2/3)

7

市町名：候補地案		守山市：県道42号草津守山線沿い	確認
市街化/市街化調整		市街化調整区域	☑
① 必要条件	①面積要件 30,000㎡程度	・面積：約3.2ha 【登記簿上の面積】 ※知肢併置8校の平均敷地面積 31,250㎡ ・土地の形状：民間による先行取得がないのでゾーニングが行いやすい。	☑
	②学校の設置可能	・守山市都市計画基本方針（都市計画マスタープラン）：市民交流ゾーン ・農業振興地域制度（農業上の土地利用のゾーニング）：農振白地地域	☑
	③災害警戒区域	・「守山市防災マップ」上、危険区域の該当はなし。 (1)地震：液状化のしやすさマップ（震度6弱・活断層地震、海溝型地震）⇒ P L値5～15未満 (2)水害 地先の安全度マップ（100年に一度の大雨を想定）⇒浸水の深さ 0.1m未満	☑
② 十分条件	①定員規模要件	・野洲Yと草津Yの間にあり、300人以下の規模となる見込み。[最終的には校区を設定する際に決定。]	☑
	②交通要件	(1)主要道路近隣：県道42号(草津守山線)[湖南幹線]沿い (2)スクールバスの運行状況：乗車時間の短縮に効果あり (3)デイサービス・保護者送迎等の駐車スペース確保 (4)児童生徒の自主通学【JR守山駅から新設校候補地まで約2km】 【駅→自転車or徒歩】駅から1回の左折等で学校へ到着できる 【駅→バス】路線バスを利用可能	☑
	③周辺要件	・社会教育・体育施設等：守山市民体育館、文化ホール、多目的グラウンド・アリーナ、図書館、警察署、守山市役所 等 ・医療機関：総合病院、小児保健医療センター ・学校：【市立】守山小・中学校 【県立】守山中・高等学校 【私立】立命館守山中・高等学校	☑
③設置場所が与える影響		・幹線道路沿いのため、人の目に留まることにより、特別支援学校を認識され、社会的な理解の促進が非常に大きい。 ⇒特別支援学校を様々な人の身近に感じてもらえるようになる。 学校ができることにより「特別支援教育」の理解が深まる。	☑

- ・以上のことから、新設する特別支援学校の候補地：守山市・市民交流ゾーン内の草津守山線沿いが、各条件を満たし、整備予定地として最適である。

☒ 教育環境の一層の充実を図り、地域の中で自分らしく生きる力を育む特別支援学校

- ・市民交流ゾーン等の施設、周辺環境の活用
 - ➡ 学習の良い題材や成果発表の良い機会となる
- ・J R 守山駅から約2 kmの距離に位置
 - ➡ 自主通学に利便性が良い
- ・市立、県立、私立の学校（小中高）との連携ができる
 - ➡ 活発な交流活動が期待できる
- ・幹線道路沿いで特別支援学校が目にとまる
 - ➡ 更なる社会への認知・理解が生まれる
- ・土地の形状がきれい
 - ➡ ゾーニングを行いやすい

4. 今後のスケジュール(仮)

9

1 事業の説明	事業の目的、内容、用地補償などについて地元の皆様に御理解と御協力をいただくため、説明を行います。	
2 測量・調査	皆様に立会いをいただき、土地の境界や事業に必要な土地の範囲の確認をしていただきます。また、物件の移転が必要となる場合は、建物などの調査をさせていただきますこととなります。	
3 筆界確認書・官民確定協議書の承諾	立会いいただいた土地の測量結果に基づいて筆界確認書や官民確定協議書を作成し、皆様にご確認、ご承諾をいただきます。	
4 用地補償金額の算定	買収させていただく土地の価額や、移転していただく建物などの補償金額の算定を、適正に行います。	
5 用地補償内容の説明	補償金額の算定ができますと、皆様にお示しし、御理解いただけるよう協議いたします。	
6 契約・登記・移転	補償内容を御了解いただきますと、契約書や登記承諾書等に署名・押印いただくとともに土地の引き渡しや建物などの物件の移転をしていただくこととなります。	
7 支払	建物などの移転及び土地の所有権移転登記が完了し、土地の引き渡しを受けた後、銀行振込などにより、補償金をお支払いいたします。	

※現段階で新設校の候補地選定が完了した段階の想定する工程であり、今後の状況により変更する可能性があります。

地域の子どもたちのために、
地権者の皆様・地域の皆様には、
ご理解とご協力を賜りますよう
お願い申し上げます。

